

許可番号 05410000284

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長 郡和子



許可の年月日 平成29年9月1日

許可の有効年月日 平成36年8月31日

## 1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、動物系固形不要物（以上、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

積替え又は保管を行う。

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積みあげができる高さ

## 積替え保管施設

所在地 仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3

面 積 5,105m<sup>2</sup>、うち保管面積63m<sup>2</sup>

種 類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類（以上、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

保管上限 汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 各 22.5m<sup>3</sup>廃油、廃プラスチック類 各 11.3m<sup>3</sup>廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ 各 10.0m<sup>3</sup>金属くず .5m<sup>3</sup>鉱さい、がれき類 .5m<sup>3</sup>

積み上げることできる高さ

**許可証写し**  
 朱印無きものは無効 年 月 日  
 2.5m

鈴木工業株式会社 担当

印

(裏面に続く)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和 63年 10月 12日 新規許可（宮城県）  
平成 22年 9月 1日 更新許可（宮城県）  
平成 25年 7月 1日 許可権者の変更（積替え保管施設について多賀城市との境界変更に伴う  
許可事務移管によるもの）  
平成 25年 7月 11日 優良確認  
平成 26年 4月 1日 代表者変更による書換え  
平成 26年 11月 17日 積替え保管施設住居表示変更による書換え  
平成 29年 9月 1日 更新許可  
平成 29年 11月 9日 変更届（水銀含有産業廃棄物に係る明示）に伴う書換え

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無



## 産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和6年 7月19日

仙台市長 郡 和子 殿

申請者 〒984-0002

住 所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号  
鈴木工業株式会社氏 名 代表取締役 鈴木 伸彌  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 022-288-9201

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	<p>○積替え又は保管を行う。 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類</p> <p>○積替え又は保管を行わない。 燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ばいじん、動物系固形不要物 (以上、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)</p>
事務所及び事業場の所在地	<p>事務所: 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号 電話番号: 022-288-9201</p> <p>事業場: 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番23(駐車場) 電話番号: 022-288-9201</p> <p>事業場: 宮城県仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3 (積替え又は保管施設) 電話番号: 022-254-0091</p> <p>事業場: 宮城県仙台市若林区卸町東四丁目4番25号 (積替え又は保管施設) 電話番号: 022-287-0039</p>
事業の用に供する施設の種類及び数量	<p>運搬車両: 清掃車9台、糞尿車4台、ダンプ4台、脱着装置付コンテナ専用車2台、キャブオーバー5台、バン5台、塵芥車2台 計31台</p> <p>運搬容器: ケミカルドラム200L-10本、蓋付きドラム缶200L-10本、廃石綿用袋100L-100枚、フレコンバック1m<sup>3</sup>-10袋、水銀含有ばいじん等専用容器200L-10本、水銀使用製品産業廃棄物専用容器40Wタイプ345×340×1,280-10個、水銀使用製品産業廃棄物専用容器110Wタイプ258×266×2,433-10個、水銀使用製品産業廃棄物専用容器20L-10個</p> <p>駐車場: 宮城県仙台市若林卸町東五丁目3番23 面積: 2088.7m<sup>2</sup></p> <p>積替え又は保管施設: 2施設</p>
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	<p>別紙1のとおり</p> <div style="text-align: right; margin-top: -20px;">  </div>
※事務処理欄	

## 様式第十一号(第十条の十関係)

産業廃棄物処理業 廃止  
変更 届出書

令和6年 6月28日

仙台市長 郡 和子 殿

届出者 〒984-0002

住所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業株式会社 代表取締役 鈴木 伸彌  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 022-288-9201

平成29年 9月 1日付け第05410000284号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	積替え保管場所の追加 (医療系産業廃棄物)	

## 変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

廃止又は変更の理由 事業拡大のため



## 備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

許可番号 05460000284

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 仙台市若林区鉢町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長 郡 和子



許可の年月日

令和 2年 7月 1日

許可の有効年月日

令和 9年 6月 30日

## 1. 事業の範囲

**燃え殻** (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

**汚泥** (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

**廃油** (揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

**廃酸** (水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

**廃アルカリ** (水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

許可証写

朱印無きものは無効 年 月 日 発行

鈴木工業株式会社 担当者

㊞

(裏面につづく)

(日本産業規格 A列4番)

鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことにより有害なものに限る。）

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものと含むことにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

廃石綿等

積替え又は保管は行う。

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

### 積替え保管施設

①所在地 仙台市宮城野区仙台港北二丁目 14 番地の 3

面 積 5,105m<sup>2</sup>、うち保管面積 21m<sup>2</sup>

種 類 汚泥、廃酸、廃アルカリ

保管上限 汚泥、廃アルカリ 各 9.0 m<sup>3</sup>

廃酸 18.0 m<sup>3</sup>

積み上げることのできる高さ 2.0 m

②所在地 仙台市若林区御町東四丁目 4 番 25 号

面 積 1492.23m<sup>2</sup>、うち保管面積 26.55m<sup>2</sup>

種 類 感染性産業廃棄物

保管上限 96.8 m<sup>3</sup>

積み上げることのできる高さ 4.0 m

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年 7 月 1 日 新規許可（宮城県）

平成 25 年 7 月 1 日 更新許可（宮城県）

平成 25 年 7 月 1 日 許可権者の変更

（積替え保管施設について多賀城市との境界変更に伴う許可事務移管によるもの）

令和 2 年 7 月 1 日 更新許可

令和 6 年 7 月 17 日 変更届（積替え保管施設の追加）に伴う書き換え

## 5. 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 有

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日 発行

鈴木工業株式会社 担当者

㊞